

2025 年度 編入学・転入学試験（第 1 期 3 年次・一般）試験問題

1) 3 年次編入学・転入学試験

※英和辞典 1 冊と六法全書 1 冊（判例または解説付きでないもの）の参照許可（電子辞書は可）。

① 試験科目：法学（1・2 部共通）

（試験問題）

問題 1

日本国憲法第 98 条第 1 項は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と定めています。しかし実際には、日本の国会が、憲法の条規に反する内容の法律を堂々と制定し、長年にわたり国民等にその遵守を強いた例が複数存在します。これらの例のうち、過去 10 年以内に判明した 2 例を選び、それぞれの事案を説明して下さい。

問題 2

甲は、乙の行為により多大な迷惑を被ったため、乙にお金を請求したいと考えています。次の 2 つの小問に答えて下さい。

- (1) どのような要件が揃えば、甲は乙にお金を請求することができますか。
- (2) 甲が乙にお金を請求できる場合、いつまで請求できますか。

問題 3

日本では一般にどのような要件が揃えば犯罪が成立すると考えられていますか。3 つの論点に分けて説明して下さい。

（解答又は解答例）

問題 1

つぎの 3 判例のうち、任意の 2 判例を解答するのが望ましい。

平成 27（2015）年 12 月 16 日、最高裁判所は、女性のみ離婚後 6 か月の間、再婚を禁止する民法第 733 条第 1 項の規定について、妊娠した子の父親を推定するため 100 日間の再婚禁止期間を設けることには合理性があるものの、それを超える部分は男女の区別が合理的な根拠に基づくものではなく、法の下での平等と両性の本質的平等を保障した憲法に違反し、違憲であると判示した。

令和 4（2022）年 5 月 25 日、最高裁判所は、在外邦人に最高裁判所裁判官の国民審査権の行使をまったく認めていない最高裁判所裁判官国民審査法の規定について、公務員選定罷免権や国民審査を保障した憲法に違反し、違憲であると判示した。

令和 5 年（2023）年 10 月 25 日、最高裁判所は、戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術が必要とする性同一性障害特例法の規定について、身体への侵襲を受けない自由に対する合理性を欠く制約であり、個人の尊重・幸福追求権を保障した憲法に違反し、違憲であると判示した。

問題 2

(1) 民法第 709 条に基づき、一般的な不法行為責任の成立要件 4 つを解答するのが望ましい。すなわち、乙に故意または過失があること、甲の権利または法律上保護された利益が侵害されたこ

と、甲に損害が発生していること、乙の侵害行為と甲が被った損害の間に因果関係があること、である。

(2) 民法第724条および第724条の2に基づき、一般的な不法行為による損害賠償請求権の消滅時効を解答するのが望ましい。すなわち、甲は、甲または甲の法定代理人が損害および乙(加害者)を知ったときから3年間、乙に対し損害賠償を請求できる。ただし、人の生命または身体を害する不法行為の場合、甲は、甲または甲の法定代理人が損害および乙(加害者)を知ったときから5年間、乙に対し損害賠償を請求できる。甲または甲の法定代理人が損害および乙(加害者)を知ることができなかった場合、不法行為から20年間経過すると、甲は乙に対し損害賠償の請求ができなくなる。

問題3

日本では、一般に、犯罪が成立するには、構成要件該当性、違法性、有責性の3要件を満たす必要があると考えられている。構成要件該当性とは、犯罪行為を特徴づける定型として法律に規定された違法・有責な行為の定型に該当することを指す。違法性とは、処罰に値する害悪をもたらし、法的に許容されないことを意味する。有責性とは、責任すなわち非難可能性があることをいう。責任の要素としては、故意、過失、期待可能性、責任能力等がある。

(出題意図)

法学部3年次に編入学するには、一定程度の法学基礎知識を有していることが望ましいことから、その有無と水準を確認すべく、法学科目の中から最も重要と思われる「憲法・民法・刑法」を選び、それぞれ1問ずつ出題しました。

問題1は、憲法第81条が定める違憲審査制について基本的に理解しているか、また最近の最高裁判例の動向を知っているか(日常生活において法学関係のニュースに関心を持っているか)を確認する問題です。問題2は、民法のうち、比較的身近な話題と思われる不法行為を取り上げ、不法行為の損害賠償(第709条)と不法行為による損害賠償権の消滅時効(第724条)について基本的な知識を問いました。いずれも六法を参照すればたやすく解答できます。問題3は、刑法総論の柱である犯罪構成要件(犯罪論)について問いました。

② 試験科目：政治学(1・2部共通)

→受験者なしにより作問していないため、公表していません。

③ 試験科目：英語(1部)

(試験問題)

問題1

次の文章を読み、質問に英語で答えなさい。

On 30th August this year an act to make some changes to the 'Urban Green Space Act' was released. Five reasons given for the changes, which were: the amount of green space in Japan's urban, or city areas, is not only low, but declining in comparison to the rest of the world; reasons for having green spaces are understood to be—they function to combat climate change, guarantee biodiversity, and to also improve people's well-being. The three other reasons were to encourage private investment in the

environment, to maintain the quality and quantity of green spaces, and finally to encourage efficient energy use to promote decarbonization in urban areas.

1. According to the text, what is the overall purpose of this Act?
2. In your opinion do you think this Act is necessary? Give at least two reasons.
3. Imagine you could go back 50 years. What suggestions would you make to reduce the need for this Act today?

問題 2

次の 1~15 の空所に入れる語句として最も適切なものを A~D の中から選べ

1. I'll meet you () the fifth floor
A. in B. on C. between D. next to
2. This could not be ().
A. easy B. more easy C. easier D. easiest
3. I want to go to () nearest post office.
A. a B. the C. this D. then
4. The company () over the budget to next year.
A. carry B. to carry C. will carry D. carried
5. If you are not here () six we will have to leave without you.
A. due to B. while C. when D. by
6. He will wait () 9 pm.
A. by B. to C. until D. while
7. () you get back, we will start the meeting.
A. As soon B. Soon C. As soon as D. Sooner
8. () it's raining, let's take an umbrella.
A. Since B. However C. Nevertheless D. Therefore
9. We study hard () we can pass the exam.
A. to B. for C. when D. so that
10. I will take a raincoat () it rains.
A. but B. just C. because of D. in case
11. If you had looked properly, you would () it.
A. find B. be finding C. have found D. found
12. If you () out in the rain, you'll get wet
A. to B. be going C. to go D. went
13. I was a high school student two years ().
A. from B. that C. to D. ago
14. I am tired from () all day
A. study B. studying C. to study D. studied
15. Can you stop () on your phone for one minute?
A. play B. playing C. to play D. played

問題 3

以下の問いに関するあなたの考えを 150ワード以上の英文で提示してください。

- ・死刑は人権侵害か

(解答又は解答例)

問題 1

1. The purpose of this Act is to increase and maintain green spaces in urban areas to fight climate change, protect biodiversity, and improve people's well-being.

【解説】

本文で挙げられた複数の理由（気候変動対策、生物多様性の確保、人々の健康の向上など）をまとめ、全体的な目的として「都市部の緑地の拡大・維持」であることを明確に述べるます。

2. Yes, I think this Act is necessary. First, green spaces help combat climate change by absorbing carbon dioxide. Second, green spaces improve mental health by providing a relaxing environment for people.

【解説】

受験者自身の意見を求める設問ですが、論理性が求められます。理由は2つ挙げることで求められており、本文に関連付けた理由（気候変動対策、精神的健康への好影響）を明確な英文で述べます。

3. I would suggest planting more trees in cities and creating more parks 50 years ago. I would also recommend stricter laws to protect green spaces.

【解説】

過去に戻ってできた提案について問う問題です。「植林の推進」「緑地保護の法整備」という具体的かつ現実的な提案を、適切な時制（過去形）を使って述べます。

問題 2

- ・ 1 B (on) 「階」などの場所に対して「on」を使うのが自然な英語表現です。
- ・ 2 C (easier) 比較級なので「easier」が正しい形です。
- ・ 3 B (the) 「特定の郵便局」を指しているため、冠詞は「the」を使います。
- ・ 4 C (will carry) 未来の予定なので「will + 動詞の原形」が必要です。
- ・ 5 D (by) 「～までに」という締め切りを示すには「by」を使います。
- ・ 6 C (until) 「～までずっと」という意味で「until」を使用します。
- ・ 7 C (As soon as) 「～するとすぐに」という正しい構文は「As soon as」です。
- ・ 8 A (Since) 理由を述べる文脈なので「Since (～なので)」が適切です。
- ・ 9 D (so that) 「～するために」という目的を示す接続詞です。
- ・ 10 D (in case) 「～の場合に備えて」という意味で「in case」が適切です。
- ・ 11 D (found) 仮定法過去完了の形 (had + 過去分詞) に対応する形です。
- ・ 12 C (to go) 「to go out (外出すること)」が正しい不定詞の形です。
- ・ 13 D (ago) 「～前」という表現には「ago」を使います。
- ・ 14 B (studying) 「from ~ing」の形で原因・理由を表します。

・ 15 B (playing) 「stop+動名詞」で「～するのをやめる」という意味になります。

問題 3

【解答例 1】(死刑は人権侵害ではないと考える立場)

I am going to tell you why I think the death penalty is not a violation of human rights. I have two reasons. The first is, the person did something very bad, so they should be punished. It's important to deter bad behaviour regardless. The second is, the person is a danger to society. Therefore, it is better and safer for everyone that the criminal is put to death. While others may disagree, these are my two reasons. Therefore, I believe the death penalty is not a violation of human rights.

【解説】

設問に対して、自分の立場を明確にし、理由を2つ挙げて論理的な文章を構成しています。段落は一貫性があり、各文は文法的にも適切に書かれています。

【解答例 2】(死刑は人権侵害であるとする立場)

I am going to tell you why I think the death penalty is a violation of human rights. I have two reasons. The first is, although the person did something very bad, they do not deserve to die. Prison is a suitable enough punishment for bad crime. The second is, I believe that no one should kill another person. What if the criminal were put to death but later found to be innocent? No one can bring that person back to life. While others may disagree, these are my two reasons. Therefore, I believe the death penalty is a violation of human rights.

【解説】

こちらも論理的に理由を展開しており、語彙や文法の使用が適切です。特に「冤罪の可能性」という重要な観点に言及しているため、深みのある主張となっています。

(出題意図)

問題 1

法律に関するトピックを題材にした読解問題。

1. この問題は読解力をチェックします。そして、簡単な文章を書くことができる程度もチェックします。
2. 文章中の事実に基づいて意見を述べるができるかどうかのレベルをチェックする問題（英語表現力、論理的思考力など）です。
3. この問題では、英語の動詞の時制の使い方、論理的思考力、表現力のレベルをチェックします。

問題 2

前置詞、時制など、さまざまな部分の基本的な文法のレベルをチェックする問題です。

問題 3

法的トピックに関する情報を論理的な文章形式で表現する英語力のレベルをチェックします。

2025年度 編入学・転入学試験（第Ⅱ期2年次・一般）試験問題

1) 2年次編入学・転入学試験

※英和辞典1冊と六法全書1冊（判例または解説付きでないもの）の参照許可（電子辞書は可）。

④ 試験科目：法学入門（1・2部共通）

→受験者なしにより作問していないため、公表していません。

⑤ 試験科目：政治学入門（1・2部共通）

（試験問題）

以下の設問に答えよ(2問とも解答すること)。

- (1) 今日における民主主義の危機について、a)ポピュリズムの台頭、b)独裁的指導者の増加、c)第四次産業革命の影響、という三つの側面から自由に説明しなさい。
- (2) 戦後から現在まで日本の総理大臣のリーダーシップのあり方は、どのように変化していったのかについて、制度的側面やイメージの側面などから具体的に説明しなさい。

（解答又は解答例）

(1) 今日における民主主義の危機については、a)ポピュリズムの台頭、b)独裁的指導者の増加、c)第四次産業革命の影響、という3つの側面から説明できる。

まず1点目について述べる。ポピュリズムという言葉、あるいはこの言葉が指すような現象は決して新しいものではないが、近年では米国などこれまで自由民主主義とグローバリズムを先導してきた先進民主主義国で顕在化している点が注目される。その背景には、グローバル化の進展により、先進国の内部で中間層が没落し、経済格差が拡大していった結果、国民の一体性の感覚が損われ、世論の分極化が生じたことが作用している。そして、人々の不満や不信を土壌に力を拡大したポピュリスト指導者たちが、自分だけが国民を代表するとして、他の政治家や組織を抑圧するケースが出てくる。

次いで2点目に関して説明する。近年、世界各地で独裁的手法の目立つ指導者が多くなった。かつて世界の国々は、早い遅いの違いがあれ、いつかは民主化するという「常識」があった。すなわち、独裁国家であっても、経済が成長すればやがて中間層が育ち、彼らが自由化と民主化を要求することにより、民主化するという、いわば市場経済と自由民主主義体制が相補的に発展していくと考えられたのである。ところが、欧米の政治体制とは異質な中国やインドなどのアジア諸国が飛躍的な経済発展を遂げ、経済的にも世界を主導する立場となった今日、「欧米的な自由民主主義が絶対ではない」という考え方が出てきた。つまり、経済成長にとって、自由民主主義は必ずしも不可欠ではなく、独裁体制の方がより望ましいのではないか、といった考え方が、独裁的指導者の増加を招く土壌になっているのではないか。

最後の3点目について説明する。AI技術や生物工学の発展の結果、人類至上主義は終焉すると予言する識者もいるが、AIの知能が人間を上回った時、人間自体に特別な価値を置く必要がなくなり、人間がAIにより家畜化される恐れも排除できない。多くの人間がいわば自らの思考を外部化し、アルゴリズムによって作られるバーチャルな環境のなかで自足してしまえば、もはや民主主義それ自体の意味がなくなってしまう。さらに、アルゴリズムのメカニズムにより、人々は自分が欲する情報に優先的に接し、そうではない情報や意見には触れなくなる。このような閉鎖的な情報空

間において、特定の考えばかりが増幅される「エコー・チェンバー」状況は、現代の民主主義の中核たる、自分が賛成しない他者の意見にも耳を傾ける寛容の原理は、大きく阻害されることが必至である。

以上3つの側面から今日の民主主義は深刻な挑戦を受けているが、我々はこれに対する有効な対抗策を編み出すことができていないのが現状である。

(2) 戦後80年の日本の総理大臣のリーダーシップのあり方は、1993年までの55年体制の時期とそれ以降の時期とで性格を異にしている。

55年体制下では自民党の一党優位体制が続く中、岸信介や佐藤栄作、田中角栄、中曽根康弘など個性的な総理大臣が多く輩出されてきたが、実のところ、彼らのリーダーシップは大きな制約を受けていた。なぜならば、自民党の組織は多元性や分権性によって特徴づけられていたからである。党内は「領袖」と呼ばれる複数の有力者を中心に派閥が形成され、選挙支援や政策形成といった本来、政党が行うべき作業がこの派閥単位で行われることが少なくなかった。党首（総裁）の選出も派閥が単位となり、党首の交代は一種の疑似政権交代の機能を果たしていた。

また、自民党は、東西冷戦体制を背景に、様々に考え方や出自の異なる保守勢力が集まって結成された寄り合い所帯の政党であり、また野党との政権交代の蓋然性が乏しいことも相まって、党内の派閥間の対立・競争が時として熾烈であった。この派閥間対立は、一つの選挙区から複数の当選者が出る「中選挙区制」という選挙制度によって、さらに助長されていた。したがって、ある派閥の領袖が総理大臣となっても、対立関係にある派閥から掣肘を受けて、リーダーシップの発揮は容易ではなかった。中曽根のように党内権力基盤の弱さを、G7サミットなど外交舞台での活躍によるイメージ戦略で補って、指導力をそれ相当に発揮する総理大臣もいた。

1993年に自民党は政権の座を降り、55年体制が終焉するが、それとほぼ時を同じくして小選挙区制の導入を柱とした選挙制度改革が行われたことで、日本の政党と政党システムは大きく様変わりする。確かに、1993年から現在までのほとんどの期間、自民党は公明党と連立を組みつつ、政権与党の座にあるので一見すると55年体制下と同じような体制が存続しているように見える。

ところが、小選挙区制の導入に伴い、党執行部の各候補者に対する統制は強化され、かつての自民党が持っていた多元性や分権性が失われた。かつて、「党中党」の感があった派閥は存在感を低下させて、総理大臣がライバルの派閥の領袖らによってリーダーシップの発揮を阻害されるという構図は、55年体制下よりも目立たなくなった。21世紀に入り、小泉純一郎や安倍晋三が長期政権を築き、強力なリーダーシップを揮ったことは記憶に新しい。

さらに安倍総理大臣が指導力を発揮した点に関して言えば、2014年の発足した内閣人事局の存在に触れなければならない。従来は各省庁に委ねられてきた人事権の一部を一元化して内閣の意向に沿った戦略的な人事を行うために新設されたのが、この内閣人事局であり、1990年代後半の橋本龍太郎内閣による官邸主導の体制作りのための統治機構改革の一つの終着点とも言えよう。ただ、これによって柔軟で弾力的な人材の抜擢ができるようになった半面、官僚が時の政権中枢の意向を過剰に「忖度」する要因にもなるという懸念も根強くある。

(出題意図)

(1) トランプ大統領再登場や中ロ両国の独裁化、欧州での権威主義体制の拡がりといった情勢下、受験生が、ニュースやその他の情報ソースを通じて、自由民主主義体制が曲がり角に来ている現状をどの程度問題意識をもって把握しているのかを測る。

(2)(1)に比して、受験生がより解答をしやすい問題として作成した。総理大臣のリーダーシップということで、近い時代では安倍晋三、過去においては吉田茂、田中角栄、小泉純一郎といった個性的な指導者がいるが、政治に一定以上関心を持っている受験生ならば彼らの行動の軌跡を通じて解答できると考えられる。1990年代以降の選挙制度改革・中央省庁再編が、解答の重要なカギとなる。

⑥ 試験科目：英語（1部）

→受験者なしにより作問していないため、公表していません。

2025年度 編入学・転入学試験（第Ⅱ期3年次・一般）試験問題

1) 3年次編入学・転入学試験

※英和辞典1冊と六法全書1冊（判例または解説付きでないもの）の参照許可（電子辞書は可）。

⑦ 試験科目：法学（1・2部共通）

（試験問題）

【設問1】

Hは札幌にある私立大学である。Hは、Hが主催する外国要人の講演会に先立ち、講演会へ参加を希望する学生(以下、「参加希望学生」)に対し、Hが学内に備え付けた名簿(以下「本件名簿」)に、自己の学籍番号、氏名、住所および電話番号を記入するよう求め、これを講演会参加の要件とした。当該外国要人の警備を担当する北海道警察は、Hが参加希望学生についての情報を有していることを知り、警備に用いることを理由に、本件名簿を警察へ提供するよう要請した。Hはこれに応じて、本件名簿を、参加希望学生の同意をとることなく、警察に提出した。

この架空の事例において、憲法上生じうる問題点について論ぜよ。

【設問2】

以下の問について、できる限り民法上の根拠条文を挙げつつ説明せよ。

(1) 幼馴染に暴力団員がいるXは、Yから「幼馴染が暴力団員か、じゃあ覚せい剤の入手は可能だろう、覚せい剤1グラムを入手して、5万円で自分に転売してくれないか。」と頼まれ、「いいよ、お安い御用。」と答えた。この場合において、XはYに対し、覚せい剤の引渡しをしなければならないか。

(2) Xは不動産業者Yから「小樽市の原野である土地(甲土地)を100万円で買いませんか。この小樽にある甲土地は、今は原野で時価30万円程度ですが、甲土地は新幹線建設予定ルート上にあるので、将来確実に値が上がります。将来値上がりのプレミアム価格を織り込んでいるため、売却価格100万円は時価よりも高めですが、今が買い時ですよ。」と言われ、「新幹線のルート上にあって将来の値上がりが見込めるなら…」と考えて、XはYに対し「甲土地は新幹線のルート上にあるのですね。では、甲土地を100万円で購入しましょう。」と応じた。ところがその後、XがYに対し100万円を支払う前に、Xは甲土地が新幹線建設ルートから大分外れているところにあることを知った。この場合において、XはYに対し、100万円を支払わなければならないか。

（解答又は解答例）

【設問1】

本問で生じうる憲法上の問題点は、Hが学生の同意をとることなく警察に学籍番号、氏名、住所、電話番号を含む本件名簿を提出した行為が、学生のプライバシー権を侵害すると言えるかどうかである。

まず前提として、Hは私人であることから、憲法の人権規定の私人間効力が問題となり得るが、憲法の人権規定の規律は、私法の一般条項にその趣旨を読み込み解釈・適用することによって、間接的に私人間にも及ぼされるものとする(間接効力説)。本件のような事実行為による侵害については、不法行為(民法709条)における違法性判断にあたって、憲法の人権規定の意味内容を充填することになる。

また、プライバシー権については、憲法上明文を欠くことから、これが憲法上の権利といえるかどうかが問題となる。この点、プライバシー権は判例通説上「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と理解され、人格的生存に不可欠な権利として憲法 13 条により保障されると解されてきたが、さらにその後の情報化社会の進展に伴い、「自己に関する情報をコントロールする権利」として再構成されるに至っている。そこで、このように自己に関する情報をコントロールする権利がプライバシー権として憲法 13 条により保障されるとするならば、本問において、H が学生本人の同意をとることなく本件名簿を警察に提出した行為は学生のプライバシー権を侵害するものと言え、民法上違法であると解し得ることになる。

もっとも、H が警察に提供した本件名簿上の学生の情報は、個人の識別のための単純な情報であり必ずしも秘匿性が高くないこと、警備目的による正当な理由を伴う提供であった、といった本件における事情があってもなお、H の行為が学生のプライバシーを侵害するといえるかどうかは別途問題となり得る。しかし、そのような単純な情報であっても、自己の情報を他者にはみだりに開示されたくないと考えることは自然であり、そのことへの期待は法的保護に値し法的保護の対象となると解されること、また情報の取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれがあり慎重に扱われる必要があることからすれば、開示に対する事前の同意をとることができない特別の事情がない限り、提供目的の正当性の有無にかかわらず、本人の同意ない情報提供はプライバシーを侵害するものとする(最判平成 15 年 9 月 12 日と同旨)。

この点設問からは、開示に対し学生の事前の同意をとることができない特別の事情があるかどうかは判然としないが、特別の事情が認められない場合には、学生の同意をとらないでした H の警察への本件名簿提出行為は学生のプライバシー権を侵害する。

【設問 2】

(1) 本件で XY 間に覚せい剤 1 グラムの売買合意が成立している(民法 555 条)。しかし、覚せい剤は禁制品であり、覚せい剤の売買契約は公序良俗違反で無効である(民法 90 条)。XY 間の覚せい剤売買契約は無効である以上、X は Y に対し覚せい剤を引き渡す義務を負わない。

(2) 本件で XY 間に甲土地の売買契約が成立している(民法 555 条)。しかし、X は Y のセールストークにより甲土地が新幹線のルート上にあると信じ将来の値上がりを見込んで時価 30 万円の原野甲土地を 100 万円で購入したのであるが、甲土地は新幹線のルート上にはなかったのであるから、X による甲土地購入の意思表示には、法律行為の基礎とした事情に錯誤が認められる。このような法律行為の基礎とした事情に錯誤ある契約も、①表意者が法律行為の基礎とした事情についての認識が真実に反する錯誤があり、②①の事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたこと、③①の錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要であること、④表意者に重過失ないこと、の各要件を満たせば契約を取り消すことができる(民法 95 条 1-3 項)。この点、本件で X は、甲土地が新幹線のルート上にあることを基礎事情として売買契約を締結したものと考えられるが、実際には甲土地は新幹線のルートから外れたところであったことから①の要件を満たす。また、XY 間の売買契約は甲土地が新幹線のルート上にあることを前提としていると考えられるのに加え、X が契約時に甲土地が新幹線のルート上にあることを念押しして購入の意思表示をしていることから、②の要件を満たす。更に、X は甲土地が新幹線のルート上になく将来の値上がりが見込めなければ、時価 30 万円の原野を 100 万円で購入することはなかったであろうこと、一般的にも、このような事情がなければ時価 30 万円の原野を 100 万円で購入することはないと考えられる

ことから、Xの錯誤は重要なものといえ、③の要件を満たす。設問から要件④の充足性についてははっきりしないが、仮にXに重過失が認められる場合であっても、YはXの錯誤を知っていたかYも錯誤に陥っていたものと考えられる。従って、Xに重過失が認められない場合はもちろん、Xに重過失が認められる場合であってもXの重過失は錯誤取消しの妨げにならず(民法95条3項1、2号)、本件でXはYとの売買契約を取り消すことができるものとする。取消しによりXはYに対する100万円の甲土地売買代金支払義務を免れるから、XがYとの売買契約を錯誤を理由に取り消せば、Yに対し100万円を支払う必要はない。

(出題意図)

過去の編入学試験出題の傾向に倣い、設問1を憲法の人権の問題(最二小判平成15年9月12日民集57巻8号973頁参照)とした。

また、入学後ともすれば躓きのもとになりがちな民法の基本を修得しているか(修得可能か)確認するため、設問2を民法の基礎的理解に関する問題とした。

⑧ 試験科目：政治学（1・2部共通）

(試験問題)

1 いわゆる地方創生施策は、石破内閣においても重要施策と位置付けられている。2014年からこれまで進められてきた地方創生施策に関して、北海道の状況を踏まえながら評価し、展望を論じよ。

2 日本のジェンダーギャップ指数は低位にあり、とりわけ政治分野は146カ国中113位(Global Gender Gap Report 2024)と深刻な状況にある。女性議員の割合が低いことについて、制度及び社会における課題とその解決策を論じよ。

(解答又は解答例)

1 2014年に安倍内閣においてスタートした地方創生施策は、人口減少社会の到来を課題とし、その理由としての東京一極集中への対応策として展開されることとなった。地方創生施策の特徴は、自治体ごとに人口減少への対策を進める競争を促したことにある。そのため各自治体では地方創生総合戦略の策定に追われながら、移住促進や子育て支援策に努めることとなった。

北海道においても例外ではなく、各市町村は人口減少対策を進めてきた。しかしその中でもこの間人口増加を果たし得たのはラピダスメモリの誘致に湧く千歳市、恵庭市などわずかで、全国の町村で人口増加率1位の南幌町や移住促進策が注目された東川町などの「成功」事例がありながらも、多くの自治体では従前とかわらず人口減に喘ぎ続けている。また、北海道全体の人口についても1997年をピークに人口は減少し続けている。

地方創生施策の本質的な問題点は、自治体レベルで人口の奪い合いを行うためにゼロサムゲームに過ぎない点にある。また、政権が看板政策として掲げたことから、ふるさと納税等既存の施策が後付で地方創生のいち部分として位置づけなおされたり、あるいはコロナ禍対策の臨時交付金が地方創生関連の予算として支出されるケースがあったように、当初予定していなかったような枠組みへと巨大化し、方向性を見失っているようにも考えられる。そのため、日本全体の人口減を食い止める手立てとして役に立たないばかりか、結局のところ東京などの大都市圏への人口集中を是正することもできていない。北海道においては、札幌市の人口はついに減少に転じる等、自治体の努力は限界に来ている。

2 ジェンダーギャップは日本社会が向き合うべき課題の一つである。婦人参政権が付与されて以降 80 年経つが、衆参両院における女性議員は 19.0%（705 名中 134 人）にとどまる等、何らかの手立てが講じられない場合はその割合が 5 割に到達する日がくることは容易には想像できない。

国会においては不十分ながらも「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（2018 年 5 月公布・施行）がある他、選挙制度上、比例代表制度を採用しており国会自らの手により男女比率を 1：1 に近づける方策がないわけではない（フランスのパリテ等に範をとるのが一般的なようである）。一方で自治体議会においては大選挙区単記非移譲式投票に固定化されており、同じ方法をとることはできない。現状、むしろ議員の男女間差別問題については自治体議会においていっそう劣悪な状況にあり、議員のなり手不足問題等とも関係して問題視されてきている。

議会は社会の縮図であることを鑑みたとき、こうしたジェンダーギャップの根源が社会にあると考える必要があるだろう。自治体議会であれば、当該自治体の地域社会が抱える男女不平等状況を反映していると理解した場合、例えば自治会・町内会をはじめとした地域コミュニティのリーダーに関するジェンダーバイアスを排除し、地域政治における女性の発言力の向上に努めることで、そこから輩出される政治家のジェンダーギャップを是正する方策となるはずである。

（出題意図）

1 時事問題への関心とともに北海道の社会状況への理解が問われる。地方創生施策は 2014 年以降の政権のなかで比較的重き置かれた施策と位置づけられてきたものの、2020 年までに「東京圏の転入超過数をゼロにする」等とした目標到達は程遠く、むしろこの間の東京圏への転入超過数は 25%程度増加する等、成功とすることはできない。そもそも地方創生施策は日本全体の人口減少について市町村の取り組みの不活性にその原因を求め、自治体間を競わせることを特徴としており、ゼロサム・ゲーム化するなかで自治体の疲弊が目立つ等の本質的課題を抱えていることが指摘されている。このような地方創生施策は、政権が看板政策として掲げたことから、ふるさと納税等既存の施策が後付で地方創生のいち部分として位置づけなおされたり、あるいはコロナ禍対策の臨時交付金が地方創生関連の予算として支出されるケースがあったように、当初予定していなかったような枠組みへと巨大化し、方向性を見失っているようにも考えられる。

道内に目を転じた場合、東川町や東神楽町等一部の市町村において自然増が見られる一方で、道人口の減少幅は全国最大（2024 年 1 月 1 日、前年比）となる等、厳しい状況が続いている。さらに社会増減においても札幌への一極集中が続いており、道内各市町村の将来人口見通しは明るいものとは言い難い。

志願者には、学部 2 年までに講義を通じて身につけるべき素養、すなわち道内及び国内の状況と公共政策との関連性に目を向け、思考する能力が求められる。政策そのものに関する正確な知識は必ずしも望まないが、国レベルの政府、地方政府、そして住民生活のあり様に関心を持っていることがうかがえる必要があるだろう。

2 ジェンダーギャップは日本社会が向き合うべき課題の一つである。婦人参政権が付与されて以降 80 年経つが、衆参両院における女性議員は 19.0%（705 名中 134 人）にとどまる等、何らかの手立てが講じられない場合はその割合が 5 割に到達する日がくることは容易には想像できない。志願者には、こうした状況を踏まえた上で課題解決手段を思考する能力を問いたい。

国会においては不十分ながらも「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(2018年5月公布・施行)がある他、選挙制度上、比例代表制度を採用しており国会自らの手により男女比率を1:1に近づける方策がないわけではない(フランスのパリテ等に範をとるのが一般的なようである)。一方で自治体議会においては大選挙区単記非移譲式投票に固定化されており、同じ方法をとることはできない。ところがむしろ議員の男女間差別問題については自治体議会においていっそう劣悪な状況にあり、議員のなり手不足問題等とも関係して問題視されてきている。

住民に身近な政府である自治体における住民の写し鏡たる議会の歪み変えようとする場合、単に制度論に頼るだけでなく住民自らに目を向け、改めていく視点も求められる。すなわち地域社会におけるジェンダーギャップの解消等、政治分野以外での課題解決まで視野が広がられれば好ましい。

⑨ 試験科目：英語（1部）

（試験問題）

[問題 1]

次の英文には、ある人からの[相談]に対して、ある研究者(Dan)からの[回答]が書かれています。英文を読んだ上で、下記の問いに答えてください。

[相談]

Dear Dan,

My partner and I are students, and we have very different approaches to dealing with money. My policy is to spend less than I earn and invest my savings for the long term. But my partner feels that since we will both be earning more money after we graduate, we should spend freely now and enjoy the moment. Is there any way to avoid fighting about this issue?

—Mathieu

[回答]

The bad news is that our preferences about spending and saving can be difficult to change. That's why most divorced couples name finances as one of the major reasons for their split. The best way to avoid that fate is to recognize that you and your partner can't change each other. Instead, you should minimize areas of conflict.

Try setting up a joint bank account in which you can both deposit your paychecks. Use that account to pay shared expenses such as rent and utilities. In addition, you should each have individual accounts for discretionary spending, into which you can transfer a fixed amount from your joint account every month. That money can be used for spending or saving as you see fit. You may still disagree, but this way you'll only be arguing about the smaller amounts in your individual accounts, which limits the size of the problem. And remember, the goal of money is to buy happiness. If you keep fighting about it, what's the point?

(引用文献: <https://danariely.com/author/mrtrower/page/6/>)

1. [相談]に書かれている悩みを、日本語で要約してください。

2. [回答]が提示する解決策を、日本語で**要約**してください。

[問題 2]

以下の問いに対するあなたの考えを、150 ワード以上の英文で提示してください。

「不人気な大学が受験生を増やすには、どうしたらいいですか？」

(解答又は解答例)

[問題 1]

1. 私たちは学生同士のカップルですが、お金の使い方に大きな違いがあります。私は収入の範囲内で生活し、余ったお金は長期的な投資に回したいと考えていますが、パートナーは「卒業後に収入が増えるのだから、今は自由に使って楽しもう」と言います。この違いによって喧嘩を避ける方法はないでしょうか。

2. お金に関する価値観の違いは変えにくいので、互いを変えようとするのではなく、対立を最小限にする方法を取るべきです。具体的には、共同の銀行口座を作り、そこに給料を入れて家賃や光熱費などの共有費用を支払います。そのうえで、各自の個人口座に毎月一定額を移し、その範囲内で自由に使ったり貯めたりするようにします。こうすることで、意見の対立を少額の範囲に抑えることができ、問題を大きくしないで済みます。

[問題 2]

To increase the number of applicants, an unpopular university must first enhance its unique appeal. One effective strategy is to specialize in a few academic fields where it can truly excel, rather than trying to compete across all disciplines. For example, offering cutting-edge programs in areas like data science, environmental studies, or entrepreneurship could attract students with specific interests.

Furthermore, the university should strengthen its partnerships with local businesses and industries to provide students with clear career paths. Internships, job placement guarantees, and hands-on training opportunities will make the university more attractive to practical-minded applicants.

Another important step is to invest in marketing and branding. Highlighting success stories of alumni, publishing positive student testimonials, and using social media creatively can improve the university's image. Finally, offering generous scholarships or financial aid can lower the barriers for prospective students and make enrollment more accessible.

In short, differentiation, career support, and strong communication are key to reversing the trend.

(Word count: 174 words)

(出題意図)

ダン・アリエリーの記事を題材に、受験者の英文読解力と内容理解を問う問題になっています。さらに、英作文問題を通じて受験者の英語運用能力および論理的思考力を測定します。